

第 1 章 定数・任用

○ 男鹿地区消防一部事務組合職員定数条例

昭和 48 年 6 月 1 日

条 例 第 9 号

改正 昭和 48 年 12 月 3 日条例第 18 号

昭和 49 年 3 月 29 日条例第 10 号

昭和 50 年 3 月 31 日条例第 10 号

昭和 52 年 3 月 29 日条例第 10 号

昭和 54 年 12 月 28 日条例第 1 号

平成 9 年 3 月 27 日条例第 1 号

平成 9 年 12 月 25 日条例第 2 号

平成 10 年 12 月 25 日条例第 3 号

平成 19 年 3 月 26 日条例第 1 号

(定義)

第 1 条 この条例において、「職員」とは、男鹿地区消防一部事務組合の機関に勤務する消防職員及び事務職員（臨時に雇用される職員及び消防団員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、150 人とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 6 月 1 日から適用する。

2 平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の適用については同条中「150 人」とあるのは、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間においては「152 人」とし、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間においては「154 人」とし、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間は「151 人」とする。

附 則 (昭和 48 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年条例第 10 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 50 年条例第 10 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年条例第 10 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年条例第 10 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年条例第 9 号)

- 1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の適用については同条中「120 人」とあるのは昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 59 年 3 月 31 日までの間においては「106 人」とし、昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの間は「109 人」とする。

附 則（平成 5 年条例第 1 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 1 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の適用については同条中「149 人」とあるのは、平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの間においては「137 人」とし、平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間においては「141 人」とし、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間は「145 人」とする。

附 則（平成 10 年条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の適用については同条中「150 人」とあるのは、平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間においては「142 人」とし、平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間は「146 人」とする。

附 則（平成 19 年条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。